

津軽十三津波伝承の成立とその性格

—「興国元年の大海嘯」伝承を中心に—

は せ が わ せい いち

長谷川 成一

(弘前大学人文学部教授)

『東日流外三郡誌』の津波に関する記事は、内容ならびに出典ともに、きわめて疑わしい点が多い。『東日流外三郡誌』が典拠とした文献名が、同書にしか見えないものであり、原典すら確認のしようがない。『東日流外三郡誌』の津波記事を、学問的対象として取りあげることとはできない。『東日流外三郡誌』は、きわめて現代的色彩が強い。

はじめに

津軽地方にかつて大規模な津波が襲来したのではないかと
いうことについて、様々な発言がなされるようになった背景

には、昭和五十八年（一九八三）の日本海中部沖地震によっ
て生じた大津波の影響が多分にあったのではないかと考える。
この津波が多くくの被害をもたらし、近年このような津波が日
本海沿岸地域に襲来したことがなかったため、とりわけ北東
北の社会に大きな衝撃を与えた。そこでかつて津波が存在し

たという根拠の一つに、津軽の奇書『東日流外三郡誌』第三卷（北方新社、一九八四年 以下、同書を『外三郡誌』と略記する）の記事がもちだされたことから、右文献の存在がクローズアップされ、同書所収の文章が何かと人々に印象づけられることが多くなったのであった。

本稿では、津軽に伝わる津波伝承について、津波が存在したのか否かを問うのではなく（津波が実際に存在したのか否かの検証は、後に詳述するように確実な文献では証明のしようがなく、したがって歴史学の分野からのそれはとうてい不可能と考えられ、自然科学の分野からの説明が待たれるところである）、津波伝承が果たして『外三郡誌』にのみ独特のものであるのか、また『外三郡誌』を切り離して、前近代において津波伝承は存在したのか、津軽安藤氏と津波伝承は果たして本質的に関連があるのか等の問題関心のもとに、津軽十三津波伝承の成立とその性格について検討を加えていきたい。

『外三郡誌』の津波に関する記事は内容ならびに出典ともに極めて疑わしい点が多く、特に『外三郡誌』が典拠とした文献名が同書にしか見えないものであり、原典すら確認のしようのないのが現状である。すなわち歴史学における最も基本的な手続きである原典の史料批判をすることが右書においては不可能であるから、本稿において『外三郡誌』の津波記事を学問的対象として取り上げることができない。したがって『外三郡誌』を離れて、現存する確実な歴史的文献に基づいて考

察を加えていくことが、現在取りうる、津波伝承についてアプローチするための唯一の方法ではないかと考える次第である。

一 津軽十三津波の研究史と問題点

さて中世津軽十三湊に関する古典的研究として、現在でも各論文に引用される古田良一氏の「津軽十三湊の研究」（『東北大学文学部研究年報』第七号 一九五六年）は、十三津波について、次のように記している（同13ページ）。

「興国元年（一三四〇）の海嘯によって甚大な被害のあったことは信じてよいであろう。或は地震による海嘯であったかも知れず、そのための地形の変遷も考えられる。しかし港湾としての価値を失うような変動はなく、間もなく復興して繁栄を取戻したであろう。」

日本海海運史研究の第一人者であった古田氏による右の記述であるため、「興国元年の大海嘯」（海嘯とは津波のこと）は、この後、ほとんど疑いを挟まれることなく、各著述に記されることになった。しかし本稿の問題関心からすれば、右の古田氏は今一度検討してみる必要がある。というのは、古田氏は右に引用した箇所全く「興国元年の大海嘯」の典拠を記していないし、さらに地震による海嘯ではないかと、これも典拠を示さずに自説を拡大している。古田氏が「興国元年

の大海嘯」の存在について依拠したのは、同論文11ページに、「尤も興国元年の大海嘯で十三湊は衰滅したという板谷八郎氏の説『うとう』第三十號 十三村風土記」があるが、これは海嘯後の復興を考えないのであって、私は十三湊の最盛期は室町時代にあると思うから、十三往來の作られたのが海嘯後であっても差支ない」とある箇所と思われる。古田氏は板谷説を批判しながらも「興国元年の大海嘯」については、その存在を全面的に認めている。それでは古田論文が唯一の典拠とした板谷氏の説とは、いったいかなるものであろうか。

「十三村風土記」と題した、板谷氏の文章は『うとう』第三〇号（一九五四年）に掲載されたもので、その中で同氏は「二代伏見天皇の弘安年間暴風と洪水に見舞れ亦興国元年五五〇年前外ヶ浜を襲ふた大海嘯により福島城十三城十三湊町総て流失埋没した」（同29ページ）と述べており、古田論文の根拠はここにあるようである。残念ながら、板谷氏の文章には全く典拠が示されておらず、古田・板谷両氏の言説は検討の対象として取り上げることには躊躇せざるをえない。このように古田論文による「興国元年の大海嘯」については、その論拠に再吟味が成されることなく、各論述に取り上げられてきたのであった。例えば最近の代表的な文献としては、昭和五十七年（一九八二）に刊行された『日本歴史地名大系2 青森県の地名』（平凡社）は広く活用され学術的な評価を得ている地名辞典であるが、「興国元年の大海嘯」については、次のよ

うに記している。すなわち同書の総論にあっては、「興国元年に大津波があつて、十三湊は被害を受けたと伝えられる」（同書19ページ）、ついで北津輕郡の箇所では「興国元年の大津波によって拠点である十三は壊滅状態になったといわれる」（同書54ページ）とあり、いずれも出典を示さずに大津波を自明のこととして記述している。ただし慎重に、津波を存在したとは言明していないが、伝承であるとしても典拠を示していないことには変わりはなく、このような状況を見た場合、やはり十三津波の伝承についての再吟味を、ぜひ行わなくてはならないという筆者の意図は、広く御理解いただけるものと思われるのである。

二 津輕十三津波伝承の成立

前節で述べたように、古田論文で「興国元年の大海嘯」と称された津輕十三津波は、確たる典拠も示されずに同論文以来、歴史的存在として何等本格的に検討されることなく認められてきた。それは恐らく、中世津輕安藤氏の問題の解明に主眼がおかれて、十三湊と安藤氏、海嘯による安藤氏の没落と十三湊の復興という点に重点があったため、海嘯自体に学問的な検討が加えられないままに過ごしてきてしまったのであった。また歴史学の分野において、本来ならば伝承を取り扱うことには極めて慎重であらねばならないにも関わらず、中

世の文書史料にも記録にも見えず、単に伝承として伝えられてきた「興国元年の大海嘯」が、歴史的事実らしくほとんど疑問を挟みず今日に至ったことは、まことに不思議としかいえない。

本節では、津軽十三津波伝承がいかに形成されたのか、その点について考察することにした。さて伝承文学論の立場から、この十三津波伝承に本格的な検討を加えたのが、佐々木孝二氏の論文「北奥羽の歴史における伝承の位置」（『弘前大学国史研究』第七七号 一九八四年）である。佐々木論文では、興国の大海嘯をも含めて、津軽における津波伝承は、北東北地方に広く流布していた白髭水伝承の一典型であって、当地方で代々語り継がれてきた伝承であるとし、『新撰陸奥国誌』や『外三郡誌』の記述に依拠してそれを述べている。流布した伝承の形態から、津波伝承にアプローチした手法には聞くべきところが多かった。ただし、伝承の成立過程が説明されておらず、『新撰陸奥国誌』における興国元年の海嘯の箇所を紹介したにも関わらず、『外三郡誌』によった海嘯の内容記述に終始したため、残念ながら歴史学の方面からは注目されることの少なかったのが実情である。佐々木論文の指摘を踏まえて、本節では前近代から近現代に至る、各史料に見える津波伝承の記述を検討することにした。

明治九年（一八七六）に成立した『新撰陸奥国誌』第三卷（みちのく双書 第17集 青森県文化財保護協会 一九七五

年）200ページに、

「興国元年庚辰八月颶風起り糠部及六郡の地を漂浸して死亡する者十有余万、弘安四年蒙古渡来せし比海潮あつてより凡三たび、此の時十三城も壊れ檀林寺栄蓮禪定門の木像流失す、これより平河郡大光寺に城を築きて移る。」

とあり、十三藤原氏の藤原秀光の代に、興国元年の颶風による海嘯があったと記している。

弘前に陸軍第八師団が設置されたのを契機に、明治三十二年（一八九九）、佐藤弥六が編集した津軽地方の地理・歴史案内ともいふべき『津軽のしるべ』（今泉書店）には、「津軽累代の略記」として、十三藤原氏の第六代秀光の箇所によつて記している。

「後伏見天皇正安元年二月二日生る、後村上天皇興国元年颶風大に起り、糠部外ヶ濱江流瀾郡等海嘯の爲め覆没し死者拾萬余人、弘安四年蒙古渡来の頃より海嘯凡そ三ヶ度、十三城破壊す、是より平賀郡大光寺に移り住す、」

内容は、『新撰陸奥国誌』と酷似しているが、被害の地域が前者よりはやや詳しくなっている。このように近代に入って、『興国元年の大海嘯』は広く知られるようになったのであって、少なくとも明治の初年から三十年代にかけては、この津波に関する知識は、かなり流布していたと見て差支えないであろう。ここで注意すべきは、この大海嘯は、地震等によるのではなく「颶風による海嘯」と、はっきり記されていることだ

ある。この点を明確にしておきたい。なお『新撰陸奥国誌』や『津輕のしるべ』以降、「興国元年の大海嘯」について記述している著作は、前述のものを除外すれば、明治三十九年（一九〇六）の吉田東伍編『大日本地名辞書』（富山房）、昭和十六年（一九五一）の福土貞蔵『飯詰村史』（飯詰村役場）、昭和十八年（一九四三）の小友叔雄『津輕封内城趾考』（青森郷土会）、豊島勝蔵『十三村郷土史 十三沿革誌』（一九五四年）一九八二年復刻 青森コロニー印刷）、『西津輕郡史』（同郡史編纂委員会 一九五四年）等であるが、『大日本地名辞書』を除いては、『新撰陸奥国誌』の出典名を記していない（『西津輕郡史』は前記小友叔雄氏の著作を引用している）。このような点からも、前節で指摘したような、いわゆる興国の津波が一人歩きする事態になったと思われるのである。

近現代における「興国元年の大海嘯」の研究状況は、以上述べた通りである。それでは、前近代における津波伝承はいかにして形成されたのであろうか。結論からいえば、中世の史料にあっては、「興国元年の大海嘯」を記録した文献が存在しないこと、近世後期にいたって、それを記述した文献の出現することをまず御断りしておきたい。

中世に成立したと考えられる、十三湊に関する代表的な史料に、「十三往来」（『新編青森県叢書』1所収）がある。これは享保十六年（一七三二）に成立した津輕藩の官撰史書『津輕一統志』に収録され、人口に膾炙している史料である。『津

輕一統志』（同前所収）の編纂は、基本的には享保十二年（一七二七）十月、津輕藩家老喜多村校尉の名前でもって、領内における大々的な史料収集の触書を発令して開始した。（弘前藩庁日記国日記）弘前市立図書館蔵、享保十二年十月二十四日の条。以下、同書を「国日記」と略記する）。喜多村が発令した触書の主要な点は、第一点は瑞祥院様（津輕為信の院号）御代とその前後の歴史を明らかにすること、第二は寛文蝦夷蜂起事件（シャクシャインの乱）についての文献を集めること、であった。その中の一条に、「瑞祥院様以前御代々之儀何事二よらす聞伝候物語候ハ、少々之事にても可申出候」とあり、領内の伝承についても積極的に収集しようという意欲を見せていた。ついで、同年十一月七日の達書では、領内寺院の元和以前の年号をもつ石塔、文字の書いてある石の文言を全て書き取ること、と金石文の収集も図っている（同前 同年十一月七日の条）。「十三往来」は、おそらく十月二十四日の触書に基づいて収集され、『津輕一統志』に収録されたのであろう。

また菅江真澄の「外浜奇勝」に「わらはべのもてあそぶ『十三往来』という冊子に、近き世まで、都にたぐふばかり里とみて、にぎは、しかりしよしをかいたり。安東も此あたりに住て、そのやからもいと多く安倍氏のたぐひひろければ、此あたりをさして、安日氏とやもはらいひつらんを、今の世に相内とや人のいふらんかし。」（『菅江真澄全集』第三卷 未来

社 一九七二年 139ページ)とあり、「十三往来」は菅江真澄が十三地方を廻遊した寛政八年(一七九六)の頃における、当地方の児童達が所持していた「冊子」であったことが知られる。『津軽一統志』は、藩政時代にあつては版行されたことがなく、まして官撰史書であるので、領内の民衆に広く読まれることがないと見るのが常識的であろう。とすれば、「十三往来」は菅江真澄が記すごとく、現在に生きる我々のように『津軽一統志』に収録されたから目にするというものではなく、当時にあつては民衆の間に極めて親しまれていた往来物の一つであつた。しかし周知のごとく「十三往来」には、いわゆる「興国元年の大海嘯」の記述はなく、中世十三湊の繁栄を記述するのみである。したがつて、「興国元年の大海嘯」伝承の起源は、「十三往来」ではないということが確認されよう。ただし『津軽一統志』付巻には、津波伝承である「白髭水」の記載がある。それは現在の陸奥湾の創成物語であるので、いわゆる「興国元年の大海嘯」伝承と直接的に結び付くものとはとうてい考えられないのであつて、『津軽一統志』の「白髭水」を津軽十三津波伝承にオーバーラップさせることには反対である。

もう一つ付け加えるならば、前述の「外浜奇勝」の中にあつて、菅江真澄は十三地方の伝承を、安東氏のことも含めていろいろと記述しているにも関わらず、「興国元年の大海嘯」は言うに及ばず、かつて十三地方もしくは津軽地方に大津波

の襲来したという伝承を何一つ記していない。これは「外浜奇勝」に限らず、同じく津軽地方の西海岸地帯を周遊した時に書き留めた「にしきのほま」(同前 全集 第三卷所収)等にも、津波の伝承を全く採録していないことに、我々は一応、注意しておく必要がある。

「十三往来」と酷似した史料である「十三湊新城記」(秋田家旧蔵 東北大学図書館蔵 古田論文所収)は、佐々木慶市氏の言うように「おそらく安藤氏および十三湊の全盛期を偲んで秋田安東氏によって作られたものであろう」(同氏「中世の津軽安藤氏の研究」『東北文化研究所紀要』第十六号 一九八四年 57ページ)と考えられることから、後世の改作の手が入っていると見られる。このような中世史料ではあつても、これにも「興国元年の大海嘯」の記事はみあたらない。

すなわち、いずれの中世十三湊に関する史料にも、「興国元年の大海嘯」についての記述は見当たらず、近世の津軽地方にあつて広く人口に膾炙していた「十三往来」においても、その痕跡はない。菅江真澄も前述のごとく、津波伝承を採録していなかった。また『津軽一統志』にあつては、享保年間に史書編纂のため、文献・金石文・伝承の収集を領内に広くおこなつたにも関わらず、前述のごとく白髭水の伝承は付巻に載せてはいるものの、これが「興国元年の大海嘯」の伝承に結び付くものであるのかは不明である。結局は中世史料ならびに近世でも『津軽一統志』編纂に至るまでは、いわゆる「興

に倣った記述をしているので、ほぼ同様の内容と見てよからう（『寛政重修諸家譜』第十二 74〜75ページ）。それゆえ津軽氏は、政信以前の系譜、言い換えると十三藤原氏の系図は正式なものとして自らも認めていないし、少なくともそれは幕藩体制においては公式に認可されたものではなかった。

十三藤原氏の系図が、「寛永諸家系図伝」において記載されることなく、しかも公的に認められるものでなかったとしても、当該の系図が作成されるようになったのは、いつの頃からであろう。現在「津軽家文書」（弘前市立図書館と国立史料館両方を含めた津軽家文書）を始めとする近世津軽氏に関する大名史料群の中で、この十三藤原氏に関する系図史料と見られるものも古いのは、津軽藩三代藩主津軽信義の子で、四代藩主津軽信政の弟、京都養源院住職を務めた可足権僧正が記した、年不詳の「可足筆記」（弘前市立図書館蔵）であろう。下沢保躬稿の「津軽旧記類引用書目」（『弘前図書館蔵郷土史文献解題』弘前市立図書館 一九七〇年 69ページ）によれば、「可足筆記」とは「曾テ御家古代ノ事実ヲ略記シテ、之ヲ信政公ニ呈ス。是ヲ可足筆記ト云。」とあり、兄の藩主津軽信政に対して可足が自家の系譜を克明に記述して献上したという。その書き出しに、

「津軽曩祖ハ左衛門尉藤原秀栄ト申候、秀栄ハ大職冠鎌足八代從四位下鎮守府將軍秀郷子孫ニ候。」

とあって、津軽氏の祖先を平泉藤原氏に求めており、平泉藤

原氏藤原基衡の子秀栄が津軽三郡を拝領し、津軽を称し十三に居住したとある。紙幅の関係から「可足筆記」全文を掲載することは差し控えたいが、当該の史料は「義経入夷」説（御伽草子の「御曹子鳥渡り」）、「炭焼藤太」伝説、「北条時頼廻国」伝説、「唐糸前」伝承など様々な説話と伝承の類を取捨選択して集成したものである。したがって「可足筆記」が下敷きにしたのは、幕藩体制確立期において巷間に流布していた説話、御伽草子、津軽に伝わる伝承などであって、それらを自家の系譜に盛り込んで内容を豊かにしたといえよう。

「可足筆記」を始めとする十三藤原氏系図についての考証は、次節において詳細に行うとして、津波伝承の成立について更に考察を進めよう。問題にした「可足筆記」には、藤原秀光の時期について、「御嫡左衛門佐秀光大光寺二居候」とあり、この前後の文章にもいわゆる「興国元年の大海嘯」の文言は見当たらない。したがって「可足筆記」の成立した当時（十七世紀末から十八世紀初めにおいて）にあつては、「興国元年の大海嘯」を直接明示する津波伝承は、巷間に伝わっていなかったのではなからうか。ただし前記『津軽一統志』に見えるような、「白髭水」伝承が存在していた可能性は否定しない。

「前代歴譜」が成立した正確な時期は、実はいまだ不明である。記述内容からみて「可足筆記」を下地にしていることは明白である。また「前代歴譜」にも異本があり、内容に異同があつて必ずしも各写本の記載内容が同一であるわけではない。

い。弘前市立図書館蔵岩見文庫の「前代御系譜」は、「前代歴譜」とほぼ同様の内容であるが、年代の推定可能な箇所がある点で評価しえるものである。最終ページに掲載されている家老の口達書が、年代推定の手掛かりになるのである。それによれば、「政信」以前の系譜は数百年を経過しているため、信賴しうる部分が少なく、原書も少ない、そこでこのたびの御系譜改めが行われたさいに改めて吟味するというものであった。江戸幕府から「政信」を始めとする系譜全般について十三方条の尋書が出され、津輕藩がそれに回答をしたのが文化九年（一八一二）四月である（御系譜之儀二付公儀へ上申せし書簡奉書）弘前市立図書館蔵）。それ以前には、このような事例はなく、文化以後は、嘉永二年（一八四九）に行われているが（御系譜御触面并御差出迄之一件）同前）、「政信」を問題としていないので、家老の口達は文化九年四月のことと思われ、したがってこの「前代御系譜」は文化九年の写であると推察される。「前代御系譜」の中には、秀光の代に「有海嘯大圯外浜之地十三城亦壞故城尔大光寺居之」との記載がある。前述した「前代歴譜」の系図の中にある文言と同様であった。

さて「前代歴譜」ならびに「前史」を収める「陸奥弘前津輕家譜」は、明治六年（一八七三）五月の太政官布告一五一号によって、新井白石の「藩翰譜」以後の自家系譜の編纂が各華族家に求められ、明治政府がそれを集成了たものである。

それゆえ同家譜は、明治六年頃の成立なのであるが、藩政時代の津輕藩に伝わった家譜・系譜をそのまま書き上げたところに特徴がある。というのは「前代歴譜」などは、前述のごとく幕藩体制下において公式には認められなかったのであるから、このような形で表面に出てくる可能性はないものであった。前記文化九年の「前代御系譜」は、家譜をのせず系図のみを記していたが、「前代歴譜」の系図との関係からして、おそらく文化九年の段階で「前代歴譜」とほぼ同様の家系譜が成立していたのではないかと推察される。ただし、藤原秀光の時期に大海嘯が存在したことについての記事は確認できても、それが興国元年八月の颶風によるものであるという記載があったのかについては、今一つ確証が持てない。しかし、菅江真澄の時期から若干の時期を隔てた天明六〇寛政九年頃に成立した、津輕の伝説や伝承を集めた工藤白竜の『津輕俗説選』（青森県叢書刊行会 一九五一年）にも、津輕十三津波伝承は全く掲載されていない。したがって十八世紀末の時期にあっては、十三津波伝承は民間に流布していた形跡がないとみてよからう。津輕藩における津輕氏の遠祖十三藤原氏を記述する文化九年の家譜・系図にあって初めて、十三津波の記事が出てくるのである。同じ十三藤原氏の系譜を記録した、もっとも古い「可足筆記」にあっては、つまり十七世紀末から十八世紀初めにかけての史料には、いまだ十三津波は表れていない。

津軽十三津波伝承をここでまとめると、中世の史料には全くその伝承が確かめられず、十三津波についての記述が初めて出てくるのは十三藤原氏の家系譜において十九世紀の初めであること、厳密に言えばこの段階でも「興国元年の大海嘯」という文言は確認できず、ほぼ同時期に津波が起こったように書かれていることである。同じ十三藤原氏の系譜でも、もっとも古い成立とみられる「可足筆記」には、津波の記事は見当たらず、また菅江真澄・工藤白竜による民間伝承の採集によっても津波伝承は確かめられない。したがって津軽十三津波伝承は、藩主家である津軽氏の遠祖、十三藤原氏の家譜家系を作成する過程において出現してきたものであり、それは十九世紀に入ってからと考えられるのである。

三 津軽十三津波伝承の性格

前節においては、津軽十三津波伝承の成立過程と時期について明らかにした。本節では当該の伝承がいかなる歴史的な性格を有するものであるのか、また「興国元年の大海嘯」を記す十三藤原氏系図の史料的特徴を、津軽氏の家譜・系図との関連において検討することにした。

第一節の津軽十三津波の研究史と問題点において組上に上げた古田論文においては、「可足筆記」にある十三藤原系譜と藤原秀栄の十三居住、ならびに安東氏（古田氏は一貫して「安

東」を用いているが、本稿では古田氏の言説を引いた箇所以外は、「安藤」を用いる）との戦争については信用してよいと述べている（同論文7く8ページ）。しかし古田論文にあっては「可足筆記」に対しての史料批判がなされておらず、信用してよいという根拠が全く明らかでないのは残念であった。前述のごとく「可足筆記」は、学問的な吟味に耐えうるような史料の価値をもちうることはとうてい考えられない。説話・伝承・伝説を組み合わせたものであるので、歴史的事実を記録した史料として取り扱うことは不可能である。しかし内容が荒唐無稽だからといって、これら「可足筆記」にある事柄を全て退けてしまうのは、差し控えてはならない。津軽氏にあっては、江戸幕府に認められなくともこのような自家の系譜が半ば公然と、これ以降も同家内部で信じられるようになったからである。

おそらく「可足筆記」は、古くから津軽地方に伝わる伝承を元にしたものではないであろう。それは次の理由による。津軽氏が京都の近衛氏と接触を持つのは、確実な史料で確認可能なのは、十七世紀の初頭である。すなわち「時慶卿記」や「時慶卿記紙背文書」「三藐院記」などの文書・記録によってであり、それ以前については第三次史料の編纂物にしか表れていないし、それも文禄期である。慶長五年（一六〇〇）正月二十七日の「津軽為信任右京大夫口宣案」（国立史料館蔵津軽家文書）は、その姓が藤原になっているが、翌慶長六年五月

十一日の「津輕信枚叙從五位下任越中守口宣案」の何通かある写の一通（同前）は、「源信枚」を記しており、津輕氏内部でも当時本姓を藤原氏とするか源氏とするか、躊躇していたことが窺われよう。津輕氏が藤原姓を称し、これが公式に認められたのは、前記のごとく「寛永諸家系図伝」の編纂においてであった。すなわち江戸幕府へ提出する系図の編纂にあって、津輕家では、寛永十八年（一六四一）四月、藤原政信が藤原尚通の猶子であることについて、近衛家の了解を取り付けたのであった。実は「可足筆記」にも、「近衛殿ノ祖父殿ニ謁シ黄金ヲ若干、禁裏へ被献候」とあり、十四世紀前半における十三藤原氏と近衛氏との関係に触れているが、これが全く荒唐無稽なものであることは言うまでもない。このような点からみて、「可足筆記」は、前節で言及した説話・伝承などに加えて、他に近世初頭の津輕家と近衛家との関わり合いを念頭において右の箇所を記したものと推定され、「可足筆記」の記述した十三藤原氏の世界は、近世を溯ることのない史料を素材にしていると推察されるのである。

近年、『外三郡誌』もさることながら、古田論文を始めとする各著作（代表的なものとして宮崎道生『青森県の歴史』山川出版社 一九七〇年 114ページ、ちなみに同書にあっては、興国元年の十三津波が実在のものとして、またそれが白髭水として記されている）においても、「興国元年の大海嘯」が当時十三湊に拠ったといわれる津輕安藤氏との関わりにおいて、

論じられることが多いように見受けられる。ここに大きな誤謬が存在すると思われる。というのは、「可足筆記」も「前代歴譜」ならびに「前史」も安藤氏との関わりにほとんど言及していないこと、である。従来論じられてきたのは、「十三湊新城記」に従えば、安藤氏が十三湊に築城したのはおそらく正和年中（一一三二―一一三六）であろうということで、この古田説はおおむね受け入れられてきた。「前代歴譜」などに見えるのは、十三藤原氏の藤原秀光が十三を退却したのは「興国元年の大海嘯」によって十三城が破壊されたことによるのであり、津輕安藤氏との抗争に敗北して滅亡したからではない。内容の荒唐無稽な点は別におき、「前代歴譜」の記述に従うならば、十三藤原氏は、古田論文が説く安藤氏の十三新城築城時の正和年中に、十三湊に巖然として居るのである（十三藤原氏の側にも、また安藤氏の側にも両者が十四世紀の初めに十三湊の城に両者が同居していたという記録はない）。

このような混乱は、史料として性格の異なる「前代歴譜」と「十三湊新城記」を、無限定に結び付けて扱ったことに起因するのである。すなわち、津輕安藤氏の海上交易活動を強調するあまり、「十三湊新城記」に十三津波の記事がないにも関わらず、本来ならば安藤氏とは全く無関係な、十三藤原氏の家系譜である「前代歴譜」の「興国元年の大海嘯」記事を無批判に取り入れ、そのことを安藤氏の十三湊を中心とした海運と関連付けて、論理を組み立てたと考えられる。例えば、前

記『青森県の歴史』にあっては、十三藤原氏系図が全く荒唐無稽なものであることを言及している(同書53頁54ページ)にも関わらず、その十三藤原氏系図にのみ見える興国元年の天津波の存在は、歴史的存在として認める(同書114ページ)という矛盾を生じさせている。

さらに付け加えるならば、中世・近世における安東・安藤氏の側の系図・家譜ならびに伝承などいかなるものを捜索しても、「興国元年の大海嘯」の存在を記す文言は全く存在しない。それは当然である。というのは、「興国元年の大海嘯」は何度も述べてきたごとく十三藤原氏系図にしか見えず、近世津軽藩が家系譜作成の過程で幕藩体制後期から末期にかけて、この津波伝承を「前代歴譜」等に掲げたのであるから、中世安藤氏関係、ならびに近世の安東氏関係の史料や系図には記録されるはずがないのである。

ところで「前代歴譜」等に見える大海嘯が起こった興国元年の年号を、いかに考慮すべきであろうか。興国の年号が、南朝年号であることにまず注目すべきであろう。「可足筆記」には「後醍醐天皇ノ御宇官軍ニ属シ奉候」とあり、十三藤原氏は南朝に所属していたことを明示している。「前代歴譜」における秀光の代の記事は全て南朝年号であって、正平三年(一三四八)には鹿皮千枚を南朝に献上したという。南北朝の内乱期には津軽安藤氏が全て北朝方に与同したわけではなく、一族の中でも相別れて相剋を繰り返していたことは、当時の各

文書(南部家文書、曾我文書、新渡戸文書等)に見えるところである。しかし津軽安藤氏が十五世紀に最終的には南朝方の南部氏と抗争を繰り返したこと(『満濟准后日記』永享四年十月二十一日の条)等を以て、十三藤原氏系図の作成者が安藤氏を北朝方と認定したことから、それと対抗関係にあった十三藤原氏を南朝に仕立て上げたことによるものと考えられるのである。南朝年号を用いたことについては、右の理解で良いと思われるが、大海嘯の起こった年をわざわざ興国元年八月としたことに関しては、現在の段階では解明しえなかった。

本節を終えるに当たって、津軽十三津波伝承の性格をまとめておきたい。津波伝承を収載する前近代における唯一の文献である「前代歴譜」類は、その最も古い原初形態を保持する「可足筆記」が、当時巷間に流布した伝承・説話等をベースとし、それに近世初頭の津軽氏の政治動向を加味して作成したものであることから、当系譜はまさに近世の産物であった。「興国元年の大海嘯」と津軽安藤氏の関係については、中世十三湊を拠点とした安藤氏の海上活動という予断に基づいて、全く性質の異なる、しかも各史料における文言の前後の関係も無視して、無限定に関連付けて取り扱った結果生み出された見解であった。現代の各著作に出てきて、前近代の安藤・安東氏の各系図・系譜・家譜類に「興国元年の大海嘯」が出てこないのは、性格の異なる「前代歴譜」と「十三湊新城

記」を無限定に結び付けて、津波で安藤氏が被害を受けたという現代において創出した議論であるからなのである。

その点においては、『外三郡誌』も例外でなく、右のことからも『外三郡誌』が極めて現代的な色彩の強い奇書であることが理解されたことであろう。ちなみに「興国元年の大海嘯」を記す、明治九年成立の『新撰陸奥国誌』においてすら、津波と安藤氏の関係を記述している箇所は皆無なのである（第二節で触れた、一八九九年成立の『津輕のしるべ』も同様である）。

むすび

本稿で明らかにした津輕十三津波伝承の成立とその性格については、次のようにまとめられるであろう。

第1点は、十三津波すなわち「興国元年の大海嘯」の存在もしくはその伝承は、確たる史料の呈示と論拠を以て実証された研究成果がないにも関わらず、古田論文に代表される各著作にあって、様々な形をとって自明のこととして論じられてきた。それは『外三郡誌』にあっては例外ではなく、ただしこの場合は出典を載せているケースがあることで信憑性を幾分は高めている点で他の著作と異なるが、その出典の書名自体が怪しげなものであり、当時存在したとは考えられない代物であることから、『外三郡誌』も同様である。

第2点は、津輕地方における津波伝承である『津輕一統志』付巻所収の白髭水伝承は、その文言を子細にみるならば津輕十三津波伝承とは性格が異なり、両者は直接的には何等結び付かないのである。

第3点は、「興国元年の大海嘯」は津輕氏の遠祖を記した十三藤原氏系図にあって、初めて記されることになった。ただし十三藤原氏系図の最も原初的な形態を保持している「可足筆記」は、「興国元年の大海嘯」を載せておらず、十七世紀末から十八世紀初頭における、「可足筆記」が編纂のための素材とした説話・伝承の類には、津輕十三津波伝承は存在しなかった可能性が高い。

第4点は、菅江真澄や工藤白竜の各著作を見ても、十八世紀から十九世紀の初めにかけての時期には、十三津波の伝承を津輕地方で確認できず、近世津輕地方の民間に流布した伝承ではないことが判明した。

第5点は、「興国元年の大海嘯」を記述する、「前代歴譜」を代表とした一連の十三藤原氏系図類は、津輕藩において、十九世紀に入ってから成立したものと考えられ、この大海嘯もその過程で系図に掲げられることになったと推察される。それが維新後、藩主系図類も広く閲覧可能になった段階で、『新撰陸奥国誌』等に「興国元年の大海嘯」が記録されることになったと思われるのである。

第6点は、「十三往来」や「十三湊新城記」等、中世の史料

には全く「興国元年の大海嘯」が登場しない。また安東・安藤氏の家譜・系図類にも当大海嘯は見えず、「興国元年の大海嘯」と安藤氏の海上活動とを結び付けて論じることが、藩政時代・明治時代を通じてなされておらず、むしろ現代において盛んになったのである。しかもそれは、中世史料と十九世紀に作成された前記十三藤原氏系図とを、無限定につなぎ合わせた非常に無理の多い内容であることは、今まで解明した事柄で了解いただけるものと考ええる。十九世紀に作成した近世津軽氏の家系譜が、中世史料に記録されるはずがないのは当然であって、安藤氏と十三津波を結び付けるのは、その意味では全くナンセンスと言わざるをえない。

さて津軽十三津波伝承について、以上6点にわたる事柄を明らかにしたが、最後に十三津波が歴史的にあったか否かという問いには、現状では次のようにしか回答しえないであろう。すなわち、「興国元年の大海嘯」はそれを記す何本かの十三藤原氏系図の内容それぞれが荒唐無稽であって、歴史的な事実を記したものととはとうてい考えられない。したがって文献史料からは、その存在を確認するのは不可能であり、大津波は興国元年になかった可能性が非常に高い、と言わざるをえないのである。「興国元年の大海嘯」を津軽藩では何等かの津波伝承を元にして構想したとすれば、その場合前記第2点にあって確認したように白髭水は除外すべきであって、その元になった伝承は、現在では確認不可能である。したがって

現段階においては、文献史学ならびに歴史学の分野からの、これ以上の十三津波へのアプローチはできないし、またその意味もないと思われ、自然科学の分野における解明を期待して、
 擱筆することにした。

註

(1) 例えば『北奥文化』第五号(北奥文化研究会 一九八四年)に新野直吉秋田大学教授が「『東日流外三郡誌』によせて」と題して、『外三郡誌』は地震・津波史料として信じ難いという立場を取りつつも、『外三郡誌』と日本海中部沖地震のことを「地震余話」の節で触れておられる。

(2) 近年自然科学の分野から、十三湖における津波の痕跡を探る精力的な研究が行われており、佐藤裕・中谷周・箕浦幸治「湖沼底質堆積物中に記録された地震津波の痕跡」(『地震』第二輯 第四〇巻、一九八七年)がある。ただしこの論文は、近世の津波の痕跡を明らかにしたにとどまり、いわゆる「興国元年の大海嘯」の時期にはいまだ言及していない。

(3) 寛永十年(一六七〇)の年記のある『十三往来記』など、もっともらしい書名が付されているが、同書は『国書絵目録』にも見当たらず、他に掲げている書名も同様に怪しげなものであった。また内容について詳しく検討する余裕はないが、例えば、「きちん宿」や「飲屋」などの用語が応永二十年(一四一三)という年号のある中世史料にありえるはずがなく、文章・

用語いずれをとっても中世・近世に存在しない用例が多いことも付け加えておく。

(4) 津輕藩では、『津輕一統志』の編纂に先駆けて、すでに寛文年間史料の収集を行ったことがあった。それは、「国日記」寛文四年(一六六四)五月十七日の条によれば、

「方々寺社方より縁起棟札登入覽

一、棟札小懸ヶ・波岡・百沢 三枚

一、縁起波岡八幡宮 一枚

一、御郡謂書一二通

一、万歳寺古目錄 一通

一、津輕昔之由来書 一冊

右之内最明寺殿日記被付候書出シ右之外棟札・書物共以上六通、

一、十三物語

此外方々棟札写候而留置候、

とあり、また「弘前城日譜」(東京大学史料編纂所蔵)の同日の条には、

「為知 御領内事、写 波岡棟札一枚・縁起一由、古懸・百沢棟札、万歳寺旧記、津輕昔由来書、最明寺時頼日記事書、十三物語及所々棟札書籍」

とある。このなかに見える「十三物語」が何を指すものか不明であり、また『国書総目録』にも右史料の名は見えない。

(5) 義経入夷伝説については、菊池勇夫『幕藩体制と蝦夷地』(雄山閣 一九八四年)の第一部第四章「義経」蝦夷征伐」物語の

生誕と機能」に詳しく、このなかで義経入夷説をす文献リストに「可足筆記」も入っている(同書72ページ)。

(6) 『本莊市史』史料編Ⅱ(本莊市 一九八二年)36ページ、拙稿「家譜・家系」の解説の部分。

(7) くわしくは、拙稿「文禄・慶長期津輕氏の復元的考察」(長

谷川成一編『津輕藩の基礎的研究』国書刊行会 一九八四年)76

〜100ページを参照されたい。

(8) くわしくは、長谷川成一編『津輕藩初期文書集成』(弘前市

教育委員会 一九八八年)11号文書解説を参照されたい(同書

26ページ)。また「津輕家譜草案」(弘前市立図書館蔵)と題す

る系図の表紙には、妙心院様御筆之写とあって(妙心院とは四

代藩主津輕信政の院号)、津輕信政が自筆で書いたものの写で

あることをわざわざ記している。その系図によれば、系譜の始

祖は家光であり、家光以降の各人の肩書きには氏姓が記されて

いる。家光→家信→光信→盛信までは、全員が「源氏」、それ

以後、政信→為則→守信→為信は「藤氏」である。すなわち津

輕氏は、源氏から藤原氏に氏姓を転換したのであった。それを

藩主自らが筆録した系図に明記しているのである。

(9) 近衛信尋書状 寛永十八年(一六四一)四月二十六日(東

京大学史料編纂所蔵「津輕文書」。同書状は、拙稿「津輕藩

藩政文書の基礎的研究」(一)『文経論叢』第十五卷第一号

一九八〇年)103ページに全文を掲げておいたので参照されたい。

なお同論文のなかで、信尋を信尹と註記してしまったが、信尋

が正しいので、訂正しておく。

(10)したがって「興国元年の大海嘯」後の、安藤氏の活躍を記す「廻船式目」や「羽賀寺縁起」などの史料（いずれも海保嶺夫編『中世蝦夷史料』三一書房 一九八三年 所収）と、十三湊の津波被害を整合させるため、苦しい推理を重ねなくてはならなかった。

（本論文は、『総合研究 津軽十三湖』（北方新社刊、一九八八年）におさめたものに、若干の加筆を行ったものである。）

長谷川 成一

- 一九四九年、秋田県に生まれる。
 - 一九七三年、東京大学大学院人文科学研究科修士課程修了。
 - 一九七四年、東京大学史料編纂所助手。
 - 一九八〇年、弘前大学助教授（人文学部）。
 - 一九八九年、弘前大学教授（人文学部）。
- 専攻、日本近世史。
- 主な編著書に、『津軽藩の基礎的研究』『北奥地域史の研究』『海峡をつなぐ日本史』などがある。
- 現住所 〓千〇三六 弘前市豊原二一十二